

長崎国際大学 研究者等の行動規範に関する規程

(目的)

第1条 この規程は長崎国際大学に所属する研究者自らが共有すべき研究者の依拠する行動規範、並びに事務職員（以下「職員」という。）が当面すべき行動規範を定めることを目的とする。

(研究者の責任)

第2条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

第3条 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

第4条 研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

第5条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

第6条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また、それに加担しない。

(研究環境の整備)

第7条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

第8条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則等を遵守する。

(研究対象等への配慮)

第 9 条 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

第 10 条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他社の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

第 11 条 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、社会的地位、思想、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第 12 条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(職員の行動)

第 13 条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、それぞれの使命・職責を自覚して行動する。

(業務の遂行)

第 14 条 職員は、高い倫理観を持って職務を遂行するとともに、法令や関係諸規則等に則り、良識を持って、公正、公平、厳正に業務を遂行する。

(社会の信頼)

第 15 条 職員は、社会の疑惑や不信を招くことのないよう、その行動に自覚と責任を持つとともに、社会の疑惑や不信を招くような行為を未然に防止する方策を講じ、社会の信頼に応えるよう行動する。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、庶務課が行う。

(改定)

第 17 条 この規程の改定は、研究倫理委員会の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 18 日より施行する。